

平成 30 年 1 月 4 日

保健所業務の改善に関する要望書

三重県知事 鈴木英敬 殿

三重県鈴鹿市 XXXXXXXXXX
NPO 法人 グリーン Net
武藤安子

日頃より愛護動物との共生事業にご尽力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、本書は第 3 回いぬねこ行政と市民の意見交換会及び勉強会において議論された課題について、迅速に解決していただくための要望です。人と動物との共生を目標に掲げた三重県として保健所業務を今一度見直し、未来に続く確かな土台を創り上げていただけますようお願い申し上げます。

また、本要望について、本県のお考えを 1 月 19 日までにご回答いただけますようお願いいたします。

要望 ①	三重県の HP に掲載された飼い主のいない猫と人との共生事業(TNR 活動)の啓発資料「人とねこが共生できるまちをめざして」について 1.発行者【三重県】を記載してください。 2.【「餌やるな」では解決しません】の文言を追加してください。 3. 県・市町・獣医師会が連携し、動物病院、市町役場、地区市民センター、地域の回覧などを利用し、全県民に周知啓発を行ってください。
趣旨 概要	1.【三重県】が推奨している活動であることを県民に知らせることが大きな目的であり、その効果は絶大です。 2. TNR・地域猫活動において、【餌やり禁止】が最も大きな弊害です。猫を餓死させることを強要し、餌やりさんは貝になり、地域のコミュニティが破壊し、猫の情報も途絶えます。飼い主のいない猫との共生を先導する立場の三重県として、飼い主のいない猫への給餌は公益事業のボランティアとの位置づけを明確にすることが必要です。 3.«可能な範囲で多くの媒体を活用し、周知を行いたい»との回答(平成 28 年 12 月 19 日付健福 05-6063 号)を頂いておりますが、発行者が記載されていない当啓発資料が三重県のホームページにアップされているだけです。三重県のネットワークを最大限に生かした幅広い周知啓発が必要です。
実施 時期	即時

要 望 ②	三重県は、保健所における苦情相談時の適切な対応マニュアルを作成し、職員が猫駆除を促す、餓死させる、遺棄するなどの犯罪の一端を担うことを防止し、飼い主のいない猫との共生事業(TNR、地域猫活動)につなげてください。
趣旨 概要	<p>「地域の実情をふまえながら、地域猫・TNR 活動への理解を求める説明や啓発の方法について検討していきたいと考えています」との回答(平成 29 年 5 月 9 日付健福 05-6012 号)を頂いておりますが、次のように不適切な対応をしている実例があります。このような対応が今後一切行われることのないよう、適切なマニュアルが必要と思われまます。</p> <p>【事例 1】ノラ猫に餌をあげていたら増えて苦情を言われるようになったどうしたら良いかとの相談。保健所職員は、「室内飼養し、繁殖制限すること。飼養できない場合は里親を探すこと。屋外に小屋(キャットタワー)で飼育し、頭数の管理を行うこと」と指示した。</p> <p>【事例 2】えさやり苦情主からの要望で地域住民・町会長・市担当課・保健所職員が同席の話し合い。保健所職員が猫の捕獲はできないこと、TNR についての説明を行うも受け入れてもらえないため、給餌者に対して餌やりをやめるように指示。今後も住民が監視を行い、給餌が続くようなら市が説諭する予定。</p> <p>【事例 3】保健所が自治会に捕獲器を4台を貸出し、手術した猫を自治会と保健所職員立ち会いのもと、捕獲した場所から 200m ほど離れた場所に遺棄した。</p>
実 施 時期	即時

要 望 ③	動物愛護推進センター「あるまいる」において、飼い主のいない猫の不妊手術が随時受けられるよう、臨床経験豊富な獣医師及び、動物看護師を配置してください。また、手術時に発見される疾患に対応できるよう十分な医療設備を整えてください。
趣旨 概要	<p>三重県がどうぶつ基金との連携で行っている TNR では、保健所職員が施術の 4 日前から捕獲を始めています。また、1週間前から捕獲されている猫もいます。捕獲された猫のストレスを鑑み、随時手術ができる体制を整えることが望ましいと思われまます。</p> <p>現在の体制では、職員は収容している犬猫の世話と来訪者の対応に追われ随時手術を行う時間が取れないこと。臨床経験の不足により手術ができないと聞いております。あすまいるでの随時手術が円滑に進むよう、職員の増員が必要と思われまます。</p>
実 施 時期	平成 30 年4月から

要 望 ④	三重県は、各保健所が収容した離乳していない猫の給餌体制についてマニュアルを作成し、給餌を徹底してください。
趣旨概要	<p>「離乳していない猫への給餌に関する課題を整理し、少しでも多くの幼齢猫への給餌に対応するよう努める」との回答(平成 29 年5月 9 日付健福 05-6012 号)をいただいておりますが、課題が明らかにされていません。また、三重県は引き取った猫全頭に給餌をする義務があります。</p> <p>給餌を行っていない職員への聞き取り調査では、県の指示が無いために給餌をしていないことが明らかになっています。三重県は、動物愛護法の基本原則に則り、離乳していない猫の給餌に担当課職員が協力して対応するよう指示を出す必要があります。</p>
実施時期	即時

要 望 ⑤	<p>保健所が収容した負傷動物の診療について</p> <p>1.所有者の有無、譲渡に適するか否かにかかわらず全頭診療し、適切な治療を受けさせてください。</p> <p>2.獣医師法に則り、注射による殺処分をした場合も病名及び主要症状を漏れなく診療簿に記載してください。</p>
趣旨概要	<p>重篤な状態で収容される犬猫の治療を設備の無い保健所で適切な対応は困難と思われます。三重県と提携している動物病院には、所有者に治療費を請求するため、所有者の居そうな犬猫しか診察を受けさせていません。平成28年度の予算 216,000 円に対して執行額は 103,000 円。平成29年度の予算は 108,000 円。この予算で適切な治療を行うことは非常に困難です。所有者の有無、譲渡に適するか否かにかかわらず、適切な治療を受けさせること、そのための予算を確保するのは県の責務です。</p> <p>注射による殺処分は診療にあたらないうして診療簿の記載をしていない保健所がありますが、殺処分に使用している薬品は劇物であるため、獣医師法違反となります。</p>
実施時期	即時